

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月10日

中

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○知事 ●市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 奈良県 |
| 3. 市区町村名 | 五條市 |
| 4. 届出番号 | 25 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 120-2 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | https://www.city.gojo.lg.jp/soshiki/seiisaku/1_2/1/index.html |

執行機関名 五條市長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 五條市一般不妊治療・不育治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 98 | |
| ③番号法別表第2の項 | 120 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月条例第39号)別表第1第22の項 五條市一般不妊治療・不育治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条 | 五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱 第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、難病(発病の気候が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。以下に同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。 | 第1条 この要綱は、不妊に悩む夫婦が負担する一般不妊治療又は不育治療に要する費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、少子化対策の充実に資することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱 |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|--|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 | 五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱 第7条 |
| ②事務の内容 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱第6条の規定による助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号ニ | 五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱第3条第1項第5号、第6条第1項第5号及び様式第1号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 市町村民税に関する情報 | 市町村民税に関する情報 |